様式３号（第７条、第１２条関係）

（第１面）

許可

屋外広告物 変更許可 申請書

継続許可

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　栗東市長　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ り が な　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－　　　　栗東市屋外広告物等に関する条例（第１０条、第１５条第１項・第２項）の規定により、次のとおり申請します。 |
| 1 種　　　　　 類(直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | □自家用・管理用　 □ 非自家用　 □道標・案内図板　 □ その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ |
| □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加 |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□はり紙　□はり札　□電柱等　□アーチ　□広告幕　□アドバルーン　□ぼんぼり　□街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等）　　□電光掲示板等 |
| 2規模および数量等注:１ | 可変式照明 | 地 上 高 | 縦 | 横 | 面 数 | 面 積 | 数 量 |
| 有 ・ 無 | m | m | m | 面 | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | m | m | m | 面 | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | m | m | m | 面 | ㎡ | 個 |
| 3 主 要 な 材 料 | □金属[　　　　　　　 ]　 □木　 　　　　　　 □プラスチック　□照明器具　　　　　　　　□可変式照明器具　　□その他[　　　　　　　　　] |
| 4 表示(設置)期間 | 　　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日(　　年・　月間) |
| 5 建築基準法による工作物の確認 | □不要□有□申請中□未申請 | 6 道路法による道路の占用許可 | □不要□有□申請中□未申請 | 7道路交通法による道路の使用許可 | □不要□有□申請中□未申請 |
| 8 表示(設置)に係る場所(区域) | 栗東市　　　　　　　　　　　　　　　 | 9 土地（物件）所有者等の承諾 | □不要□有□協議中 |
| 10 条例上の地域区分 | □第１種地域　　　 □第２種地域　　　 □第３種地域　 □第４種地域　　　 □第５種地域　　　 □第６種地域　 |
| □推奨基準適用地区 |

　※裏面にも記載事項があります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※受　　付　　欄 | ※手数料 | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課 員 | ※担当者 |
|  | 　　　円 | 部長等・課長等 |  |  |  |
| ※許　可　条　件 |  |
| ※許 可 番 号 | 年　 月　　日　 栗東市指令 　　第　　　　　　　　号 |

(第２面）

|  |  |
| --- | --- |
| 11 都市計画法で定める地域地区の区分 | □第１種(第２種)低層住居専用地域／田園住居地域□第１種(第２種)中高層住居専用地域/第１種(第２種)住居地域/準住居地域□近隣商業地域/商業地域　　 □準工業地域/工業地域/工業専用地域□市街化調整区域　□風致地区　□伝統的建造物群保存地区　□その他[　　　　] |
| 12 管理者 | 住　所氏 名 |  　 電話（ 　 ）　　 － |
| 資格等 | □登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）□講習会修了者　　　　 □職業訓練指導員免許所持者□技能検定合格者　　　 □職業訓練修了者□点検技能講習修了者　 □不要 |
| 13 工事施行者 | 住　所氏 名 |  電話（ 　 ）　　 － |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　　年　　月　　日　滋賀県屋外広告業登録第　　　　　号 |
| 14 土地(物件)の所有者等の承諾 | 本件広告物等の表示(設置)を承諾します。住　所氏 名 　　 　　　　　 電話（ 　 ）　　－ |
| 15 広告主の住所及び氏名　　　　　 注:８ | □申請者と同じ。（下段は記入不要）□申請者と異なる。（下段に記入） |
| 住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話（ 　 ）　　－ |
| 16 景観の保全方針（周辺景観への配慮等） | □周辺の屋並と調和するような形態を工夫している。□奇抜な形態を避けている。□高さを抑えている。□できるだけ小さくしている。 |
| □その他 |
| 17色　　　　　彩 | □彩度を抑えた色彩を用いている。□使用する色数を抑えている。□周辺と調和した色合いになっている。 |
| □その他 |
| □地の色のマンセル値※マンセル値が分かる場合（近似値でも可）※地の色とは、広告物の下地の色・背景の色をいいます。 |
| 18 照明設備 | □照明設備はない。□過剰な光が散乱するものや、点滅するものを用いていない。□表示内容が変化する器具を用いていない。 |
| □その他 |

（第３面）

|  |  |
| --- | --- |
| 19 その他景観形成のために配慮したこと |  |
| 20写 真 貼 付 欄 |
| 21 許可番号等新規の許可申請にあっては、記入する必要はありません。 | 許可番号 | 年 　月 　日　栗東市指令　　　第　　　　号 |
| 表示(設置)期間 | 年 　月 　日 ～ 　年 　月 　日（　　年・　月間） |
| 栗 東 市 納 付 済 証 貼 付 欄 |

注

1　広告物の数が多い場合は、別紙一覧表を作成すること。

2　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

（１）　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全般を表示するものに限る。）

（２）　色彩及び意匠を明らかにした図面

（３）　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした図面

（４）　土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

（５）　周囲の状況が分かるカラー写真

 (６) 条例第９条第１項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

3　変更の許可申請にあっては、注１に掲げる書類のほか、変更に係る注２(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。

4　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

（１）　注２(1)に掲げる書類及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真

（２）　屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔（ネオン類照明広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

6　該当する □ 内に印を付すこと。

7　※欄は、記入しないこと。

8　「広告主」とは、自ら又は屋外広告業者その他の者に委託することにより、広告物を表示し、又は掲出物件を設置

　　する者をいいます。

（第１面）

許可

屋外広告物 変更許可 申請書

継続許可

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　栗東市長　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ り が な　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　） 　　－　　　　栗東市屋外広告物等に関する条例（第１０条、第１５条第１項・第２項）の規定により、次のとおり申請します。 |
| 1 種　　　　　 類(直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。) | □自家用・管理用　 □ 非自家用　 □道標・案内図板　 □ その他［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ |
| □屋上　 □壁面　 □突出　 □野立　□禁止物件添加 |
| □広告板　□広告塔　□立看板　□広告旗　□はり紙　□はり札　□電柱等　□アーチ　□広告幕　□アドバルーン　□ぼんぼり　□街灯柱に設置する広告旗（バナーフラッグ等）　　□電光掲示板等 |
| 2規模および数量等注:１ | 可変式照明 | 地 上 高 | 縦 | 横 | 面 数 | 面 積 | 数 量 |
| 有 ・ 無 | m | m | m | 面 | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | m | m | m | 面 | ㎡ | 個 |
| 有 ・ 無 | m | m | m | 面 | ㎡ | 個 |
| 3 主 要 な 材 料 | □金属[　　　　　　　 ]　 □木　 　　　　　　 □プラスチック　□照明器具　　　　　　　　□可変式照明器具　　□その他[　　　　　　　　　] |
| 4 表示(設置)期間 | 　　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日(　　年・　月間) |
| 5 建築基準法による工作物の確認 | □不要□有□申請中□未申請 | 6 道路法による道路の占用許可 | □不要□有□申請中□未申請 | 7道路交通法による道路の使用許可 | □不要□有□申請中□未申請 |
| 8 表示(設置)に係る場所(区域) | 栗東市　　　　　　　　　　　　　　　 | 9 土地（物件）所有者等の承諾 | □不要□有□協議中 |
| 10 条例上の地域区分 | □第１種地域　　　 □第２種地域　　　 □第３種地域　 □第４種地域　　　 □第５種地域　　　 □第６種地域　 |
| □推奨基準適用地区 |

　※裏面にも記載事項があります。

|  |
| --- |
| 栗東市指令　　第　　　　　号　本件広告物（掲出物件）の表示（設置）を、栗東市屋外広告物等に関する条例の規定により次の条件を付して許可します。　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　栗東市長許可条件 |

(第２面）

|  |  |
| --- | --- |
| 11 都市計画法で定める地域地区の区分 | □第１種(第２種)低層住居専用地域／田園住居地域□第１種(第２種)中高層住居専用地域/第１種(第２種)住居地域/準住居地域□近隣商業地域/商業地域　　 □準工業地域/工業地域/工業専用地域□市街化調整区域　□風致地区　□伝統的建造物群保存地区　□その他[　　　　] |
| 12 管理者 | 住　所氏 名 |  　 電話（ 　 ）　　 － |
| 資格等 | □登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）□講習会修了者　　　　 □職業訓練指導員免許所持者□技能検定合格者　　　 □職業訓練修了者□点検技能講習修了者　 □不要 |
| 13 工事施行者 | 住　所氏 名 |  電話（ 　 ）　　 － |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　　年　　月　　日　滋賀県屋外広告業登録第　　　　　号 |
| 14 土地(物件)の所有者等の承諾 | 本件広告物等の表示(設置)を承諾します。住　所氏 名 　　 　　　　　 電話（ 　 ）　　－ |
| 15 広告主の住所及び氏名　　　　　 注:８ | □申請者と同じ。（下段は記入不要）□申請者と異なる。（下段に記入） |
| 住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話（ 　 ）　　－ |
| 16 景観の保全方針（周辺景観への配慮等） | □周辺の屋並と調和するような形態を工夫している。□奇抜な形態を避けている。□高さを抑えている。□できるだけ小さくしている。 |
| □その他 |
| 17色　　　　　彩 | □彩度を抑えた色彩を用いている。□使用する色数を抑えている。□周辺と調和した色合いになっている。 |
| □その他 |
| □地の色のマンセル値※マンセル値が分かる場合（近似値でも可）※地の色とは、広告物の下地の色・背景の色をいいます。 |
| 18 照明設備 | □照明設備はない。□過剰な光が散乱するものや、点滅するものを用いていない。□表示内容が変化する器具を用いていない。 |
| □その他 |

（第３面）

|  |  |
| --- | --- |
| 19 その他景観形成のために配慮したこと |  |
| 20写 真 貼 付 欄 |
| 21 許可番号等新規の許可申請にあっては、記入する必要はありません。 | 許可番号 | 年 　月 　日　栗東市指令　　　第　　　　号 |
| 表示(設置)期間 | 年 　月 　日 ～ 　年 　月 　日（　　年・　月間） |
| 栗 東 市 納 付 済 証 貼 付 欄 |

注

1　広告物の数が多い場合は、別紙一覧表を作成すること。

2　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

（１）　表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺５，０００分の１以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径５００メートル以内の地域の全般を表示するものに限る。）

（２）　色彩及び意匠を明らかにした図面

（３）　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした図面

（４）　土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図

（５）　周囲の状況が分かるカラー写真

 (６) 条例第９条第１項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

3　変更の許可申請にあっては、注１に掲げる書類のほか、変更に係る注２(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。

4　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

（１）　注２(1)に掲げる書類及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真

（２）　屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔（ネオン類照明広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）

5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

6　該当する □ 内に印を付すこと。

7　※欄は、記入しないこと。

8　「広告主」とは、自ら又は屋外広告業者その他の者に委託することにより、広告物を表示し、又は掲出物件を設置

　　する者をいいます。

|  |
| --- |
| この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、栗東市長に対して異議申し立てをすることができます。　また、処分の取り消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に栗東市を被告（栗東市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。　ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。 |